

共生社会を考える
法制度化による性的少数者との共生の実現を目指して
- 真の多様性を認め合える共生社会へ -

武蔵野大学法学部法律学科 藤岡拓夢

目次

序章 はじめに

第一章 性的少数者との共生と課題

第二章 法制度化による性的少数者との共生

終章 おわりに - 真の多様性の認め合える共生社会へ -

参考文献

序章 はじめに

現行の学習指導要領には、思春期には『異性への関心も芽生える』という記述が存在するⁱ。この一文は、異性愛を前提とした説明であり、この一文においては、同性愛者や両性愛者、性的越境者をはじめとする性的少数者（以下、性的少数者とする）を存在しないものとして扱っているようにも捉えることができるであろう。本件の学習指導要領の記述に関しては、様々な議論が起こり、同性愛に触れるべきだとの声も多く上がった。これに対して、スポーツ庁の担当者は「LGBT¹について小中学校段階でうかつに教えると、(当事者の生徒が) いじめにあう恐れがある。先生が教えられるかという問題もあり、難しい」ⁱⁱや「保護者や国民の理解などを考えると難しい」ⁱⁱⁱと説明しているのである。たしかに、教科書の内容については国民や保護者の関心が深いところであり、それらの人々の考えと大きく異なったために、議論にとどまらず激しい抗議に発展した事例も存在する^{iv}。したがって、性的少数者に対する当事者以外の理解や世論の現状の見地から、スポーツ庁の見解も説明できる。しかしながら、性的少数者は存在しているわけであり、当該学習指導要領に基づいた授業を受講する生徒の中にも例外なく性的少数者は存在する。性的少数者であることを自覚した当事者は、若年の段階で多くの困難に直面すると言われており^v、公平で

¹ LGBT とは、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつです。〔特定非営利活動法人東京レインボープライドウェブサイト (<https://tokyorainbowpride.com/lgbt/>) より引用〕

あるべき教科書の内容が、世論の諸事情を考慮して便宜上、異性愛者のみを取り上げることは、正しい判断であろうか。なにより、当該判断は、果たして「共生社会」の実現へ寄与しているだろうか。

一方で、2015年に「結婚に相当する関係」と認める証明書を発行するという、全国初の制度を渋谷区が開始して以来、全国各地に同様の制度が広がりつつある^{vi}。渋谷区が先駆者となって開始したこの制度は、法律上の婚姻とは異なるものとして、条例において、男女の婚姻関係と異ならない程度の実質を備える戸籍上の性別が同一である二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義し、二人がパートナーシップの関係にあることを確認して証明するものとされている^{vii}。現在、日本は、同性による婚姻を認めていない。この点、欧米諸国では、同性による婚姻を認めている国が増加している。とはいえ、同性の結びつきを公表すること自体に罰則を設けている国も存在し、世界的にも課題が多い問題である。いずれにせよ、世の中は、異性愛者のみで構成されているわけではなく、性的少数者も存在しているのである。

そこで、本稿では、性的少数者との共生に関する具体的な課題について整理した上で、関連する法制度に言及しながら、性的少数者を巻き込んだ真の多様性を認め合える共生社会を考察したい。

第一章 性的少数者との共生と課題

自分と異なる性質の人々と共生するには何が必要であろうか。世の中には、共生を考えなければいけない場面は頻繁に出現する。障害を持った人、異なる人種、民族や異なる文化や言語を持つ人との共生などである。近年、そのような人々に対する差別、虐待、隔離等に関する対策が講じられたことにより、少しずつではあるが、解決が進んでいる。共生社会の実現には、お互いを尊重した上で、少数者を特別な存在として扱うのではなく、多数者と同格の存在として扱われるべきである。それでは、性的少数者と共生するにあたって、問題点とその解決を考察したい。

第一に、正しい理解の推進が必要であると考え。テレビ番組等で、しばしば「オネエタレント」と称して、性的少数者の方々が活躍されている。それらの方々の存在によって、世間に「性的少数者がいる」という事実が広く認知されるようになった。一方で、それらの情報のみが先行して浸透したことにより、世間に誤解を生み出した側面もあるのではないだろうか。例えば、男性同性愛者であり、同性のパートナーがいるというカミングアウト

トを受けた母親が、長年、どちらかが女性になる手術を受けるという誤解をしていたという新聞記事があった^{viii}。勿論、先述のようなタレントに落ち度は一切ない。しかしながら、世間に性的少数者が認知されてきている一方で、テレビ番組等の偏った情報のみでは、同性愛者と性同一性障害など、ましてや多様に存在する性について当事者以外に正確な情報が伝わっていないのが事実である。そのような、正しく理解されていないことによる、当事者の生きづらさは大きいのではないだろうか。

第二に、さまざまな場面で「想定されていない存在」であることによる不自由が大きな課題であるとする。近年、障がい者や高齢者との共生に関する議論深まったがために、街中のあらゆる場面で、ユニバーサルデザインを見かけるようになった。それまでは、健常者目線での街づくりが進められており、ハンディキャップを持った人にとっては危険が多く、生きづらい場面が多かった。しかしながら、現在は、社会を構成する人は、健常者のみではなく、ハンディキャップを持った人も存在しているという思考で進められた街づくりによって、先述の障壁は大きく解決に進んでいる。同様に、性的少数者の存在（とりわけ、人は必ずしも異性のことを好きになるわけではないということ）を、当然に「想定」されることが望まれる。身体にハンディキャップを持った人々は、周りの人々からも可視できることが多く（勿論、可視できないものや言い出しづらいものも存在するが）、それらを乗り越えるための対策が想定しやすい面がある。一方で、性的少数者の課題は、表に出せないことが多い（この点、第一章第一で掲げた偏見や誤解が大きな要因となっている）ため、当事者がどのような不自由を強いられているのか知るすべがないのが現状である。「あたりまえに存在する人々」として社会に認めてもらえて、同性愛者を異性愛者と同格に扱ってもらえること、身体の性だけで性別は決まるわけではないことが当たり前になってほしい。

とりわけ、現在の日本において、法的に、性的少数者が「想定されていない存在」として扱われているのである。

第二章 法制度化による性的少数者との共生

現在、日本国内では、同性婚を認めていないし、同性婚に関する判例も存在していない^{ix}。したがって、同性間の結びつきを保証する法制度は存在しないわけであり、法律上は同性間に対する婚姻関係を「想定していない」のである。

法的に想定されない関係であることによる問題点を分析する。異性間同士でのみ婚姻関

係を結ぶことを認めている現行法上は、性的少数者にとってどのような不都合が生じるだろうか。当事者が受ける不利益は、「相続人になれない」「医療現場で家族として扱われない」「安定した環境で子どもを育てることができない」「外国人カップルの在留問題」など、多岐に渡る分野に存在しているのである^x。一方、異性間カップルは、伝統的な家族の形であると言われており、その関係は民法をはじめとする多くの法律によって保障されている。法律で想定されている結びつきであるがゆえに、同性間カップルには認められない保障がされているのである。異性間カップルには認められている法律上の利益の享受を、同性間カップルには認められていないことに、果たして、合理的な理由を見出すことはできるのだろうか。

同性婚の法制度化に関して、近年、多数の性的少数当事者が声を上げることによって、著しい変化が見られるのも事実であり、「認めるべきである」と考える人も増加している^{xi}。しかしながら、現在に至るまで、法律はこれらを認めていない。法制度への障壁としてしばしば取り上げられるのは、日本国憲法（以下、憲法とする）24条の存在である。憲法24条では、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」と規定されているが、この点において、「両性」の解釈をめぐる議論が交わされているのである。そもそも、憲法24条をその沿革からひもとくと、旧民法では婚姻には戸主や親の同意が必要であったことに由来する。憲法学者の木村草太によれば、旧民法で蔑ろにされた当事者、とりわけ女性の意思を尊重すべく明文化されたものであり、いわば「異性愛者のために特別に作られた条文」であると述べている^{xii}。さらには、弁護士の三輪晃義によれば、同趣旨により憲法24条に違反しないことは勿論、憲法13条（個人の尊重）や憲法14条（平等原則）の見地から、異性婚姻のみを認めている現行法は、憲法に違反しているのではないかと考えている。特に、憲法14条では、性別や社会的身分によって不合理な差別を禁止しており、性的指向によって法律上の利益の享受が異なるという事実はそれらに該当することも捉えることができる^{xiii}。

異性間カップルへ認められている、法律上の利益の享受を同性間にも認めるには、婚姻関係でなくてもよいのではないかととも言われることがある。つまり、地方行政団体が行っているパートナーシップ制度を法制度化することによって、婚姻に代える措置にすることである。この点、異性間カップルに子供がいる家族のことを「伝統的な家族」とであると主張されることがある。たしかに、同性間に婚姻関係をみとめることは、これまでのあたりまえであるとされてきた家族のあり方が変わってしまうかもしれない。それ故に、婚姻とは異なる制度を新設すればいいだろうということなのである。しかしながら、伝統

的な家族の形を守るために、婚姻とは異なる制度を新設するというに、合理的な理由はあるだろうか。米国では、かつて、いわゆる「ジム・クロウ法」に基づいて、黒人分離政策が行われた歴史がある^{xiv}。これは、合理的ではない区別を、諸法によって規定したために生まれた差別である。伝統的な家族の形とは、そもそも、異性愛者しかいない世界を前提に考えられた形であり、それを守るために、別法で同性婚を制度化することは、新たな差別を生む危険すら潜んでいると考える。

制度上不便なことは勿論であるが、法律はときに、人々の指針になることがあり、法律で認められる存在になることによって、人々の考え方が変化することもある。法律は多くの国民が守らなければならないものとして認識しており、潜在的に働きかける要素があるのではないだろうか。先述の米国の黒人分離政策もそのひとつであり、障害者差別撤廃や女性差別問題なども、法制度化による解決も大きな一因になった背景があると言える。男女の婚姻が認められていることと同格に同性婚を認めることやトランスジェンダーの存在を法律で明文化することは、当事者の不安定な環境を改善することは勿論、公的に性的少数者の存在を認めることによって、大きく共生社会の実現に近づくと考える。

終章 おわりに - 真の多様性の認め合える共生社会へ -

多くの場面で、性的少数者の存在を認めてほしいとの声が上がる中、渋谷区をはじめとした地方行政によって、パートナーシップ制度が認められるなど、性的少数者に対する状況は変化しつつある。一方で、法整備は、なかなか進んでいない点や、学習指導要領に、思春期には『異性への関心も芽生える』という記述が存在する点など、理解が進んでいないと感じられる場面も多く存在している。これらの状況は、「共生社会」においては、改善されるべき点であり、解決にむけて検討していかなければならない事項である。

ここで、「共生社会」とは、当事者も当事者の周りの人も第三者も、すべての人が相互によい影響を受ける関係が理想である考える。第一章で述べたとおり、当事者以外の正しい理解と性的少数者の存在を多数者と同格に扱うとともに、第二章で述べた法制度化による当事者の立場の保障をすすめることによって、少しずつ共生社会に近づくと考える。真の多様性を認め合うことができれば、少数当事者の生活環境がより生活しやすくなることは勿論、多数者もより多くの価値観を理解することができ、幸福度が高く、非常に明るい「共生社会」が実現するだろう。

しかしながら、人々の価値観や印象の変化には努力だけではなく、多くの時間を要する

ことがある。声を上げることや理解をすすめることとともに、公的な制度として、その存在を認めることによって、口先や目先の利益のための共生ではなく、真の多様性を認め合える共生社会の実現に近づくと考察する。

(本文 ; 4,975 文字)

ⁱ 文部科学省「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 体育編 平成29年7月」109頁
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_010.pdf（参照 2019-09-09）

ⁱⁱ 朝日新聞「性の多様性 理解を深めるには」2018年7月22日朝刊, 27頁

ⁱⁱⁱ 朝日新聞「多様な性 小中学校から教えて」2017年3月10日朝刊, 33頁

^{iv} NHK「2017年9月6日(水) クローズアップ現代 揺れる“教科書採択”～教育現場で何が?～」
<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4028/index.html>（参照 2019-09-09）

^v 中川重徳、横山佳枝、熊澤美帆（2017）「LGBT とこども—教育現場における問題点」『法学セミナー』753,35-

^{vi} 朝日新聞「同性カップル「結婚相当」証明 渋谷区条例案「変化が国を変える」」2015年2月13日朝刊, 34頁

^{vii} 渋谷区「渋谷区パートナーシップ証明書【概要版】」（2019年1月）

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/com/000037696.pdf>（参照 2019-09-09）

^{viii} 朝日新聞「息子の同性愛 受け入れるまで」2018年10月11日朝刊, 27頁

^{ix} 三輪晃義（2017）「同性婚と人権保障」『法学セミナー』753,17-21

^x 三輪晃義（2017）「同性婚と人権保障」『法学セミナー』753,17-21

^{xi} 朝日新聞デジタル「同性婚合法化、8割が肯定的 電通調査の20～50代」2019年1月12日
<https://digital.asahi.com/articles/ASM1C52Z7M1CUTIL025.html#>（参照 2019-09-11）

^{xii} HUFFPOST「『同性婚と国民の権利』憲法学者・木村草太さんは指摘する。「本当に困っていることを、きちんと言えばいい」」2018年5月24日

https://www.huffingtonpost.jp/2017/04/27/kimura-sota-same-sex-marriage-_n_16285450.html（参照 2019-09-11）

^{xiii} 三輪晃義（2017）「同性婚と人権保障」『法学セミナー』753,17-21

^{xiv} ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典「黒人差別法」<http://japan.eb.com/rg/article-04083100>
（参照日 2019-09-11）

参考文献

1. 南和行（2015）『同性婚 私たち弁護士夫婦（ふうふ）です』, 祥伝社新書